

環境省令第 号

南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）第三条第五号及び第十三号並びに第七条第一項第三号の規定に基づき、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年 月 日

環境大臣 長浜 博行

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

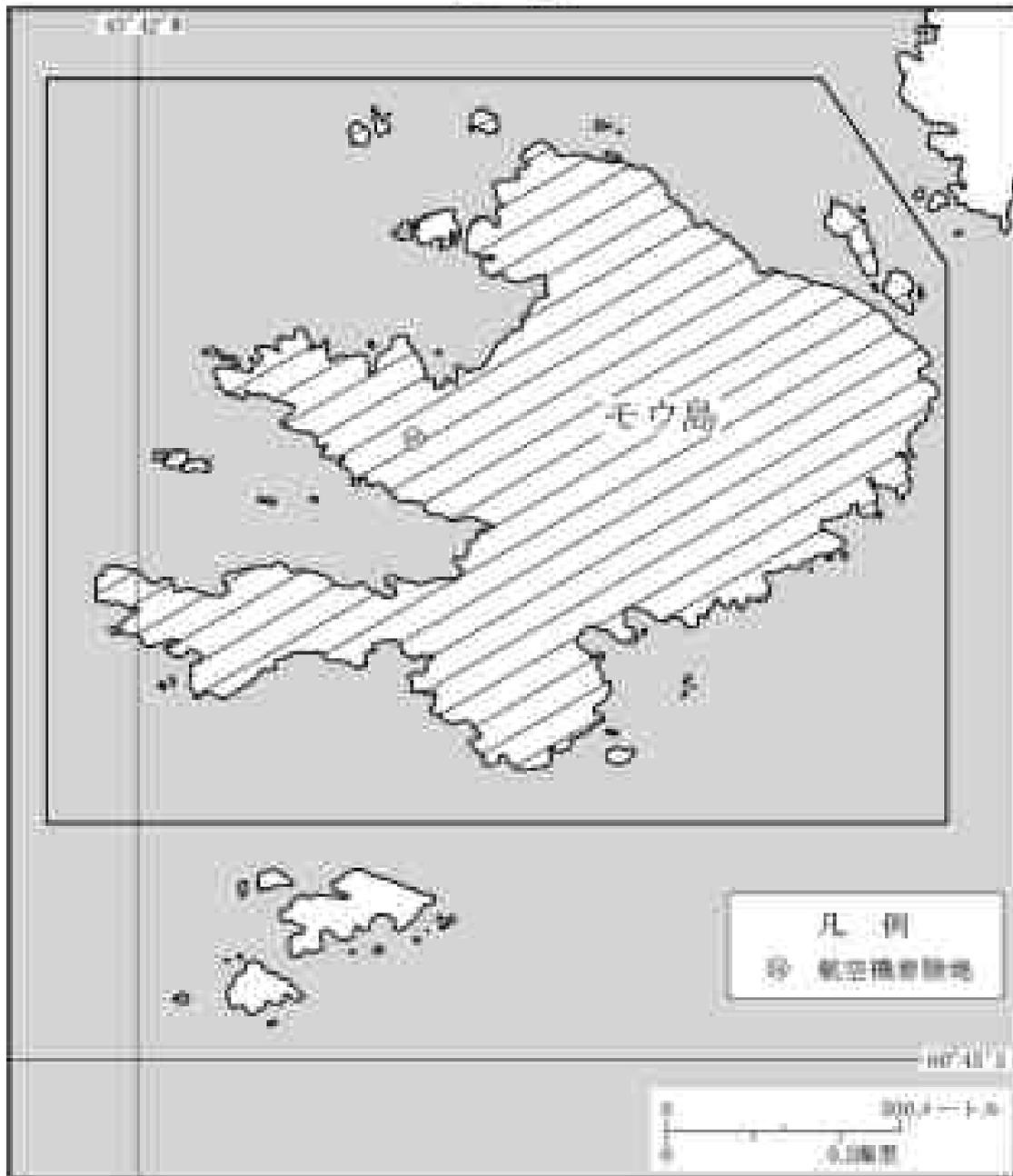
別記第九南極特別保護地区を次のように改める。

第九南極特別保護地区

サウス・オークニー諸島のモウ島

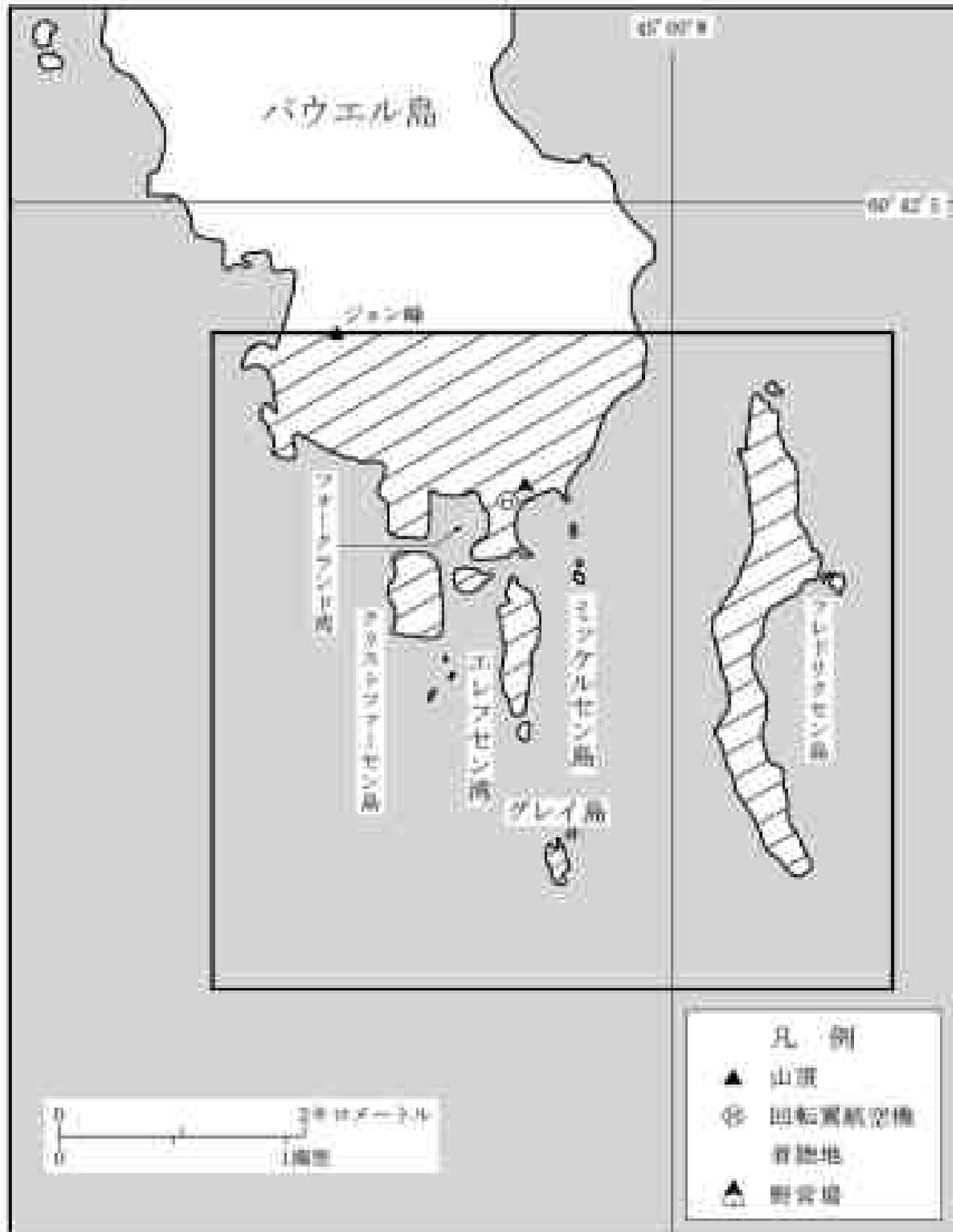
この地区は、南緯60度43分40秒の緯度線、南緯60度43分40秒西経45度40分30秒の地点と南緯60度43分55秒西経45度40分10秒の地点とを結ぶ直線、西経45度40分10秒の経度線、南緯60度44分40秒の緯度線及び西経45度42分15秒の経度線により囲まれた区域にある陸地及びその低潮線から10メートル以内の海域（次の地図の斜線部分）から成る。

(地 圖)



別記第十一「南極特別保護地区中」「西経44度58分20秒」を「西経44度58分」に、「南緯60度45分20秒」を「南緯60度45分30秒」に、「西経45度3分47秒」を「西経45度4分」に、「パウエル島の一部及び諸島」を「陸地及び低潮線から10メートル以内の海域」に改め、地図を次のように改める。

(地図)



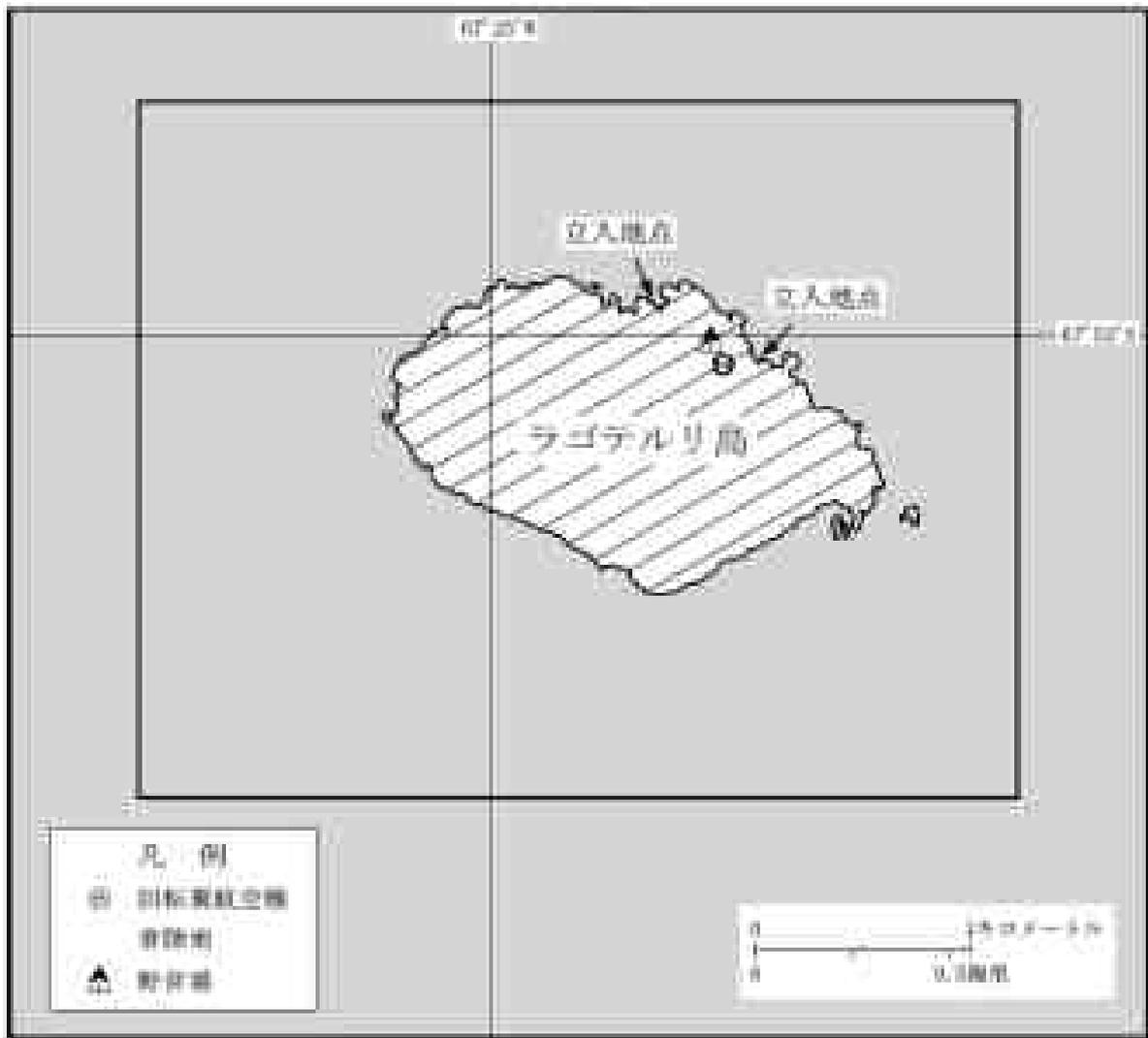
別記第十五南極特別保護地区を次のように改める。

第十五南極特別保護地区

グレアム・ランドのマルグリット湾のラゴテルリ島

この地区は、南緯67度52分30秒の緯度線、西経67度22分の経度線、南緯67度54分の緯度線及び西経67度27分の経度線により囲まれた区域にある陸地及びその低潮線から10メートル以内の海域（次の地図の斜線部分）から成る。

(地 図)



別記第三十三南極特別保護地区の地図を次のように改める。

南緯62度59分50秒西経60度35分13秒」ℳ「南緯62度59分47秒西経60度35分19秒」Ⅱ' 「南緯62度59分54秒西経60度33分50秒」ℳ「南緯62度59分50秒西経60度33分55秒」Ⅱ' 「南緯63度4秒西経60度33分47秒」ℳ「南緯63度6秒西経60度33分51秒」Ⅱ' 「南緯63度17秒西経60度34分54秒」ℳ「南緯63度16秒西経60度34分27秒」Ⅱ' 「南緯63度12秒西経60度35分11秒」ℳ「南緯63度6秒西経60度35分15秒」Ⅱ' 「南緯62度58分22秒西経60度42分46秒」ℳ「南緯62度58分27秒西経60度42分28秒」Ⅱ' 「南緯62度58分21秒西経60度42分42秒」ℳ「南緯62度58分29秒西経60度42分33秒」Ⅱ' 「南緯62度58分27秒西経60度42分26秒」ℳ「南緯62度58分25秒西経60度42分51秒」Ⅱ' 「南緯62度58分29秒西経60度42分33秒」ℳ「南緯62度58分33秒西経60度42分12秒」Ⅱ' 「南緯62度57分42秒西経60度43分10秒」ℳ「南緯62度57分42秒西経60度43分5秒」Ⅱ' 「南緯62度57分42秒の緯度線を東進し、南緯62度57分42秒西経60度43分3秒の地点に至り、同地点から標高10メートルの等高線を南進し、南緯62度58分13秒西経60度42分33秒の地点に至り、同地点から西方、北から105度の方角に引いた直線を南西に進み、南緯62度58分15秒南緯60度42分56秒の地点に至り、同地点から標高50メートルの等高線を北進し」ℳ「標高10メートルの等高線を南進し、南緯62度58分4秒西経60度42分42秒の地点に至り、同地点から稜線を北東に進み、南緯62度57分53秒西経60度43分8秒の地

点に至り、同地点から稜線を北に進み、南緯62度57分43秒西経60度43分13秒の地点に至り、同地点から南緯62度57分43秒の緯度線を東進し」U' 「テレフオン湾に面した海岸にある地点（南緯62度55分9秒西経60度39分19秒）を起点とし、同地点から海岸線を西進し、南緯62度55分30秒西経60度41分11秒の地点に至り、同地点から標高10メートルの等高線を北東に進み、南緯62度54分57秒西経60度39分24秒の地点に至り、同地点から東方、北から170度の方角に引いた直線を南進し」W' 「南緯62度55分2秒西経60度40分17秒の地点を起点とし、同地点からエストロブの海岸線を南進し、南緯62度55分13秒西経60度39分46秒の地点に至り、同地点からテレホン湾の海岸線を南西に進み、南緯62度55分46秒西経60度40分52秒の地点に至り、同地点からスタンコームの海岸線を北進し、南緯62度55分30秒西経60度41分13秒の地点に至り、同地点から標高10メートルの等高線を北東に進み」U' 「南緯62度56分9秒西経60度35分17秒」W' 「南緯62度56分10秒西経60度35分15秒」U' 「南緯62度56分15秒西経60度34分59秒」W' 「南緯62度56分20秒西経60度34分41秒」U' 「標高110メートル」W' 「標高40メートル」U' 「南緯62度56分21秒西経60度34分59秒」W' 「南緯62度56分28秒西経60度34分44秒」U' 「南緯62度56分20秒西経60度35分20秒」W' 「南緯62度56分21秒西経60度35分16秒」U' 「標高45メートル」W' 「標高10メートル」U' 「南緯62度55分52秒西経60度34分17秒の地点を

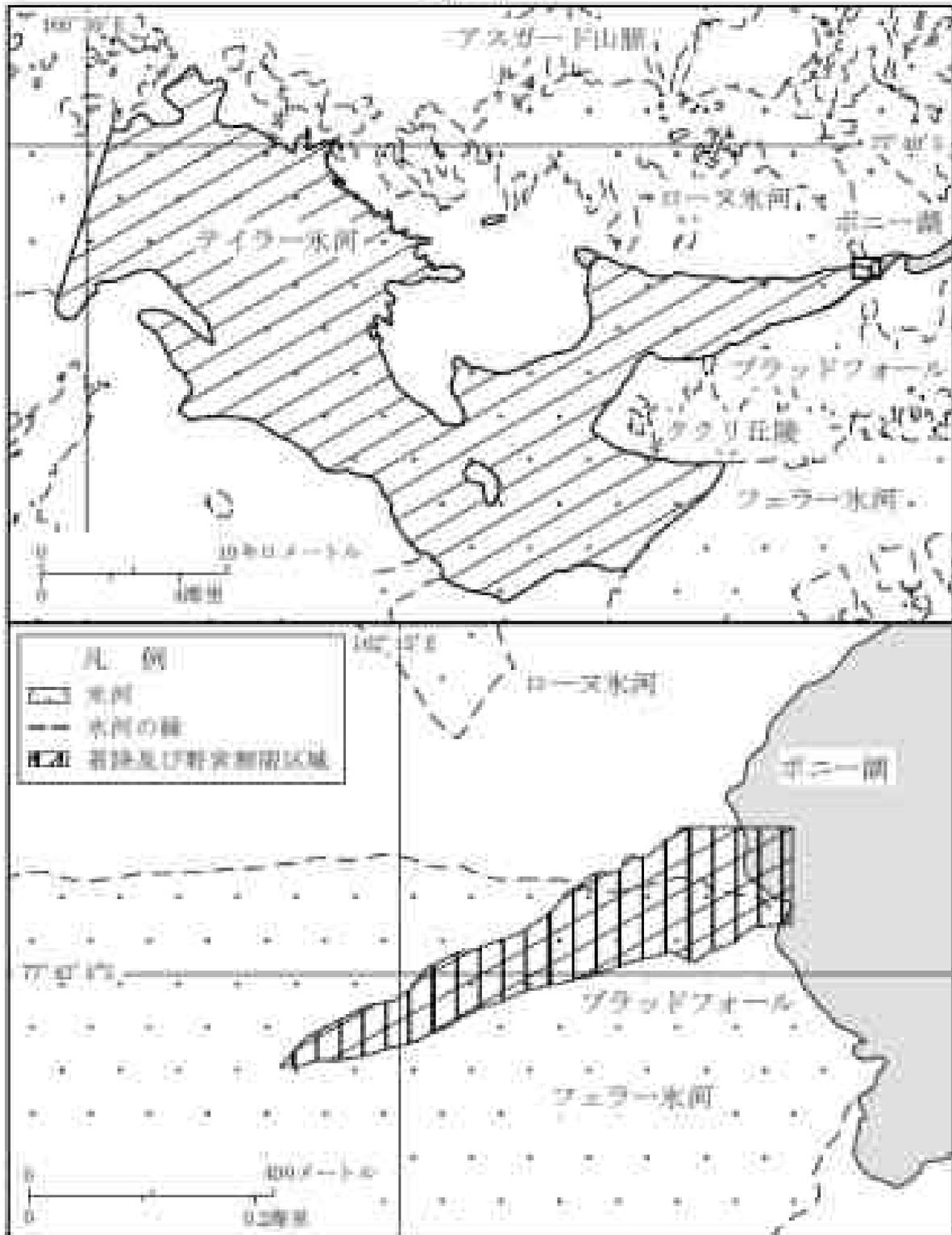
別記第七十一南極特別保護地区の次に次のように加える。

第七十二南極特別保護地区

ビクトリア・ランドのマクマード・ドライ谷のテイラー氷河の低地とブラッドフォール

この地区は、南緯77度43分16秒東経162度16分38秒の地点を起点とし、同地点から東経162度16分38秒の経度線を南進し、南緯77度43分21秒東経162度16分38秒の地点に至り、同地点から氷河上の分水界を南西に進み、南緯77度43分29秒東経162度14分30秒の地点に至り、同地点から氷河上の分水界を北東に進み、南緯77度43分19秒東経162度15分45秒の地点に至り、同地点から東方、北から45度に引いた直線を北東に進み、南緯77度43分19秒東経162度15分48秒の地点に至り、同地点からサンタフェ川の南岸を北東に進み、南緯77度43分16秒東経162度16分11秒の地点に至り、同地点から南緯77度43分16秒の緯度線を東進し、起点に至る線により囲まれた区域及び南緯77度43分20秒東経162度16分18秒を起点とし、同地点からテイラー氷河の境界線を南進し、南緯77度48分6秒東経161度30分の地点に至り、同地点からククリ丘陵の境界線を東進し、南緯77度49分6秒東経161度57分18秒の地点に至り、同地点からテイラー氷河とフェラー氷河との境界線を南西に進み、南緯77度52分15秒東経161度44分23秒の地点に至り、同地点からテイラー氷河の境界線を西進し、南緯77度48分東経160度53分53秒の地点に至り、同地点からビーコン氷河の境界線を西進し、南緯77度47分7秒東経160度44分42秒の地点に至り、同地点からターナバウト氷河の境界線を北西に進み、南緯77度43分43秒東経160度40分6秒の地点に至り、同地点からテイラー氷河の境界線を西進し、南緯77度44分33秒東経160度26分の地点に至り、同地点から東方、北から17度の方角に引いた直線を北東に進み、南緯77度39分40秒東経160度33分20秒の地点に至り、同地点からテイラー氷河の境界線を東進し、南緯77度39分12秒東経160度42分59秒の地点に至り、同地点からマドレーカールの境界線を北西に進み、南緯77度39分32秒東経160度48分43秒の地点に至り、同地点からテイラー氷河の境界線を東進し、起点に至る線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

(地 図)



別表第四の四の項中「南緯八十三度六分東経五十四度五十八分」を「南緯八十二度六分四十二秒東経五十五度一分五十七秒」に改める。

別表第四の七の項中「マブス岬のミールヌイ観測所」を「ブロムスキール島」に、「南緯六十六度三十三分東経九十三度一分」を「南緯六十六度三十二分四秒東経九十二度五十九分五十七秒」に改める。

別表第四の八の項を次のように改める。

八	<p>ミールヌイ観測所から二キロメートル地点にあるミールヌイ・フォストク・ルートに置かれたそりに設置された、任務遂行中に死亡したアナトリー・シチエグロフを記念する銘板がついた金属製の記念碑</p>	<p>南緯六十六度三十四分四十三秒東経九十二度五十八分二十三秒</p>
---	--	-------------------------------------

別表第四の九の項中「千九百六十年」を「任務遂行中」に、「及びドイツ民主共和国」を「ドイツ民主共和国及びスイス」に、「南緯六十六度三十二分東経九十三度一分」を「南緯六十六度三十二分四秒東経九十三度」に改める。

別表第四の十の項中「ついた」を「ついた、」に、「にある磁気観測所の建物」を「の地磁気観測所」に

、「南緯六十六度十六分東経百度四十五分」を「南緯六十六度十六分三十秒東経百度四十五分三秒」に改める。

別表第四の十一の項中「同基地にある」を「地球の地磁気極への最初の横断に関わった」に、「南緯七十八度二十八分東経百六度四十八分」を「南緯七十八度二十七分四十八秒東経百六度五十分六秒」に改める。

別表第四の三十七の項中「の像」を「総司令官の胸像、同年二月十八日にチリ共和国ガブリエル・ゴンザレス・ヒデラ大統領により開設された旧ベルナルド・オヒギンス南極基地、千九百五十七年八月十二日に南極大陸で死亡したオスカー・イノストローザ・コントレラス中尉及びセルジオ・ポンス・テレアルバ中尉を追悼した銘板及びベルナルド・オヒギンス基地の周辺にあるバージン・デル・カルメン洞窟」に改める。

別表第六第九南極特別保護地区の項第二号中「車両を使用しない」を「徒歩で移動する」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 航空機は、南緯六十度四十四分九秒西経四十五度四十一分二十三秒に限り着陸することができる。

別表第六第九南極特別保護地区の項第四号中「設置しないこと。」の下に「また、当該工作物に国名、設

置者名及び設置年月日を明示すること。」を加え、同項第七号中「又は植物」を「植物又は微生物」に改める。

別表第六第十南極特別保護地区の項第二号中「南緯六十度三十九分五秒西経四十五度三十六分四秒」を「南緯六十度三十九分五秒西経四十五度三十六分十二秒」に改め、同項第三号中「車両を使用しない」を「徒歩で移動する」に改め、同項第四号中「航空機は」の下に「、原則として」を加え、「南緯六十度三十九分五秒西経四十五度三十六分四秒」を「南緯六十度三十九分五秒西経四十五度三十六分十二秒」に改め、同項第六号中「南緯六十度三十九分六秒西経四十五度三十六分三十九秒」を「南緯六十度三十九分四秒西経四十五度三十六分三十七秒」に改める。

別表第六第十一南極特別保護地区の項第四号を次のように改める。

四 毎年十一月一日から翌年の二月十五日までの期間を除き、航空機は、指定された地点（南緯六十度四十三分二十秒西経四十五度一分三十二秒）に限り、着陸することができる。

別表第六第十一南極特別保護地区の項第五号中「設置しないこと。」の下に「また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。」を加え、同項第六号中「野営しないこと」を「指定された地

点（南緯六十度四十三分二十秒西経四十五度一分三十二秒）に限り、野営することができる」に改め、同項第八号中「又は植物」を「植物又は微生物」に改め、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。

別表第六第十二南極特別保護地区の項第三号中「車両を使用しない」を「徒歩で移動する」に改め、同項第五号及び第六号を次のように改める。

五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を撤去すること。

六 当該地区内では野営しないこと。

別表第六第十二南極特別保護地区の項中第七号を第十一号とし、第八号を第十二号とし、第六号の次に次の四号を加える。

七 当該地区内に家きんの加工品を持ち込まないこと。

八 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。

九 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。

十 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。

別表第六第十五南極特別保護地区の項第五号を削り、同項第四号中「南緯六十七度五十三分十秒西経六十七度二十四分五秒」を「南緯六十七度五十三分四秒西経六十七度二十三分四十三秒」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「車両を使用しない」を「徒歩で移動する」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「南緯六十七度五十三分十七秒西経六十七度二十三分三十一秒」を「南緯六十七度五十三分十秒西経六十七度二十三分十三秒」に改め、「から」の下に「百メートル以内の区域から」を加え、同号を同項第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 原則として、当該地区への立入りは別記の地図上に示された場所から行うこと。

別表第六第十五南極特別保護地区の項中第十三号を第十四号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰

り下げ、同項第七号中「南緯六十七度五十三分八秒西経六十七度二十四分八秒」を「南緯六十七度五十三分四秒西経六十七度二十三分四十三秒」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 毎年十月十五日から翌年の二月二十八日までの期間は、科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、う科の鳥類の繁殖地から十メートル以内に近づかないこと。

別表第六第二十九南極特別保護地区の項第二号中「車両を使用しない」を「徒歩で移動する」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号から同項第十号までを一号ずつ繰り上げ、同項第九号の次に次の一号を加える。

十 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。

別表第六第三十三南極特別保護地区の項第一号中「科学的調査」の下に「若しくは普及啓発活動」を加え、同項第二号中「車両を使用しない」を「徒歩で移動する」に改め、同項第三号中「航空機は当該地区内に着陸しないこと。ただし、飛行機については」を「飛行機は」に、「」に限り、また、回転翼航空機については、指定された地点（南緯六十二度十八分西経五十九度十分）に限り、それぞれ着陸することができる（毎

年十月一日から翌年の四月三十日までの期間の日出前及び日没後を除く。）」を「を除き、着陸しないこと」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。

別表第六第四十南極特別保護地区の項第二号を削り、同項第三号中「車両を使用しない」を「徒歩で移動する」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号から同項第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第六第七十一南極特別保護地区の項の次に次のように加える。

第七十二南極特別保護地区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、教育活動若しくは普及啓発活動又は必要不可欠な管理活動に限る。
地区	二 原則として、当該地区内では徒歩で移動すること。 三 航空機は、原則として、別記の地図上に示された区域に着陸しないこと。

-
- 四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。
 - 五 原則として、当該地区内では、別記の地図上に示された区域に野営しないこと。
 - 六 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
 - 七 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。
 - 八 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
 - 九 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。
 - 十 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。
 - 十一 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。なお、掘削を行う
-

	<p>た場合には、掘削地点、掘削方法、地下部の汚染状況の測定結果を報告書に記載すること。</p>
--	--

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律（次条において「法」という。）

第六条の確認の申請であつて、この省令の施行の際、環境大臣による確認をどうかの処分がなされていないものについては、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、同条第一項第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとみなす。

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。